

(案)

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成12年甲賀郡行政事務組合条例
第6号)の一部を次のように改正する。

第7条中「収集」の次に「及び」を加える。

第9条第1項中「次に」を「規則で」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。